

本件事故当時、本宮市に居住していた申立人ら（妊婦・胎児・障害者を含む）が、避難費用及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2、X3、X4、X5、X6（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、福島原子力発電所事故による損害について、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の期間の福島原子力発電所事故による損害について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

期 間 自 平成23年 3月11日
至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の期間の損害についての和解金として、金172万円の支払義務のあることを認める。

なお、この和解金額における申立人らの間での具体的配分については、申立人らの協議に一任する。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月13日

（仲介委員長 堀川末子、仲介委員 柏木秀一、同 竹原虎之助）